

## 科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 28 年 9 月 20 日現在

機関番号：13201  
 研究種目：基盤研究(C) (一般)  
 研究期間：2013～2015  
 課題番号：25380142  
 研究課題名(和文) 所有権の内在的制約を自然資源管理の観点から考える 重層性と協働性に着目して  
  
 研究課題名(英文) A Study of the Inherent Restrictions in the Land Ownership from the Point of View of Natural Resource Management  
  
 研究代表者  
 神山 智美 (KOHYAMA, Satomi)  
  
 富山大学・経済学部・准教授  
  
 研究者番号：00611617  
  
 交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円

研究成果の概要(和文)：研究代表者が専門とする法律学のみならず、コモンズ論、持続学、森林科学および生態水文学の研究者らを研究分担者に迎え、コモンズ研究会(2015年 於富山)や学会分科会等を開催した。25年度に調査を実施した米国東部について、26年度には理論および判例の検討を加え、成果として米国ペンシルバニア州の土地所有者と狩猟者のアクセス権に係る論稿として刊行した(富大経済論集,60巻3号(頁27-63))。25年度に国内調査地として選定した豊田市について、26年度から土地利用の1ケースとして空家対策に係る研究および取組(条例案策定)を行い、27年度にその経過を記録した(地域生活学研究,7巻(頁1-20))。

研究成果の概要(英文)：We had held a workshops and a conference subcommittee, (e.g., “collaborative commons” at University of Toyama in 2015) on our subject, (i.e., the inherent restrictions in the land ownership from the point of view of Natural Resource Management), with the cooperation of a number of researchers/scholars in the field of commons, sustainability, forestry management, and hydrology. Main outcomes of these activities are as follows;  
 i) I had issued a paper “Landowners Liability and Hunters Access: Hunting on Private Land in Pennsylvania” in March 2015 (The journal of Economics Studies University of Toyama, 60(3) pp.27-63).  
 ii) I had reported “An Analysis of the Rulemaking Process for Managing the Vacant Properties - For a better living in hilly and mountainous areas: A case of Toyota City” in January 2016. (issued on the Journal for Interdisciplinary Research on Community Life, Vol.7 pp.1-20).

研究分野：環境法、行政法

 キーワード：所有権 自然資本経営 協治原則 コモンズ 中山間地域保全 空き家(空家) 野生動物保護管理  
 森林管理

### 1. 研究開始当初の背景

近代的所有権の導入時において、特に自然資源管理分野において、自然資源の基盤をなす土地の「所有」と、土地の付着物たる草木類・野生生物類の「保全」という「重層的」関係性を、的確に把握しきれていない経緯がある。

さらに、「保全」は、もはや所有者によってなされるとは限らない。権利意識の変化や価値観の多様化、遺産相続による不在山林地主の急増等、地域寂寥からかい離することでのトラブルも増加傾向である。こうした事態には、例として森林保全には森林ボランティアの協力も不可欠であり、法もこうした試みを取り込むべく後押ししている(森林・林業基本法16条・28条等)。すなわち、協働(コラボレーション)という形態によって「保全」がより良くなされていく法制度の在り方の提示が望まれているといえる。

### 2. 研究の目的

「土地」は、人間の諸活動に不可欠の存在であり、あわせて資源としての公共性・有限性を有することは広く認められている。また、自然科学の観点から、自然資源は、人間の諸活動が介在することによって「保全(利用・管理)」(以下「保全」という。)され、それらの公益性が発揮されることが解明されている。しかし、保全の必要性が自然科学的に明らかになってきたにもかかわらず、自然資源の基盤をなす土地の「所有」と、「重層的」な「保全」が必要な草木類・野生生物類などの自然資源に対する「協動的」な関係性を、適確に「権利・義務」として法制化する作業は不十分といえる。よって、本研究は、特に森林に注目して、全体としてのあるべき「権利・義務」関係(=法制度)の特徴を明らかにし、それらを現代的な形として法制度に盛り込むための具体的な筋道を呈示することを目指すものである。

### 3. 研究の方法

25年度は、実績を踏まえた適確な役割分担と現状の法制度における課題の明確化、および国内外関連運権の渉猟ならびに現地調査およびインタビューによる信頼性の高い一次資料の収集とそれら資料の分析を行った。研究代表者(神山)は米国メリーランド州およびマサチューセッツ州を担当し、研究分担者(高橋満彦准教授:富山大学)はドイツを担当した。

26年度は、をより深め、隣接分野の専門家からの適切な助言の取入れと、自然資源の「協動的」管理を行うための地域戦略という視点での法制度設計の試み、研究成果の公表による地域社会への発信を試みた。のために、連携研究者を分担研究者に迎え(井上真教授:東京大学・高野雅夫教授:名古屋大学)さらに新たにコモンズ論(三俣学教授:兵庫県立大学)および森林科学および生態学

文学(蔵治光一郎准教授:東京大学)の研究者も研究分担者に迎えた。については、自治体学会高岡大会において、分科会を開催し、広く自治体関係者への周知および知見の取込みを行った。また、社会実験として豊田市の森の健康診断を想定していたところ、森の健康診断は10年を契機として終了の時期を迎えてしまった。そこで、同じく豊田市が「中山間地域保全のための空家の管理および利用に係る施策」(以下「空家対策」という。)においても先進的であることに注目することとなった。よって、土地所有権に係る問題の一つとして空家対策をとりあげ、積極的に地域創生するためのツールとしての住民提案型の条例案策定に参加した。

27年度は、集大成としてを進めた。を進めるための研究会(関西コモンズ研究会:於富山大学)を実施した。に関しては、豊田市の住民提案型の条例案策定という一定の成果を論稿化するとともに、自治体学会においても研究報告を行った。

本研究の特徴としては、については、隣接分野の専門家からの適切な助言の取入れを適時適切に行うために、専門家を弾力的に研究分担者に迎えていること、ならびに研究成果の公表による地域社会への発信を学会(自治体学会)を通じて行っており、および自治体の施策に係る現場の方々の悩み、期待、思惑等についても敏感な対応を試みてきた点にあると思われる。

### 4. 研究成果

実施した研究会・学会分科会

・関西コモンズ研究会2015年04月、於富山大学、

森林保全(森林法制の環境法化(神山智美)豊田市「森の健康診断」について(蔵治光一郎))および魚介類の保全と漁業(富山湾における漁獲資源の経済分析等(山本雅資氏招へい))等をテーマ報告として、地域の自然資源管理についての研究会を公開で実施した。関東及び関西から広く参加者を募ることができた。

・第28回自治体学会 富山高岡大会, 2014年08月、於 ウィング・ウィング高岡, 分科会「放置人工林・耕作放棄地・空き家 中山間地域の「お荷物」を未来の資産に」

中山間地域の放棄人工林対策の先進地であるおよび岡山県西粟倉村、および空き家対策の先進地である豊田市のキーパーソンをお招きして、分科会を実施した。報告内容は、先進地の事例報告に加えて、中山間地域の再生のためのシミュレーションを提示(高野雅夫)し、中山間地域における土地所有権の制約と私有財産の公的管理の可能性(神山智美)を模索するものであった。

主たる著作として以下を挙げる。

(1) 神山智美「森林法制の「環境法化」に関する一考察 環境公益的機能発揮のため

の法的管理導入と評価』『九州国際大学法学論集』第20巻3号(pp.43-64), 2014年3月  
環境法化という現象が、環境配慮の法の要素をも備えた開発法である森林法制のもとでも生じている。よって本稿では、森林法制がいかなる形で環境法化しているのかを呈示し、それらが判例や行政実務にどのように影響を与えているのか、また、従前から森林が備えてきた公益的機能の側面にはどのような影響があるのかを検討した。

はじめに森林法制の「環境法化」を促す法的根拠をさぐった。次に林道開発という問題において訴訟の平面に浮かびあがってきやすいことから、環境法化の以前から現在までの判例を分析し、環境法化の特徴的なところを提示した。さらに、林地開発の許可制度等における環境法化の現状を述べた。こうした分析から、環境法化のインパクトと段階を検討した。

加えて、従前から環境配慮を具現化してきた保安林制度と、現在進められつつある(森林法のもつ自然保護法的性質の)「進化」との整合性、および環境公益的機能を構成する各機能間のバランスの問題を踏まえることの重要性と手法についても検討した。

(2) 神山智美「土地所有者の管理義務と狩猟者のアクセス権を考える ペンシルバニア州を事例として」『富大経済論集』第60巻第3号(pp.27-63), 2015年3月

米国においては、狩猟者は野生生物の保全者として位置付けられており、狩猟する権利も魚釣りを楽しむ権利と同様に、社会的にその存在が認知されている。とはいえ、狩猟者と、狩猟者が狩猟を実施する土地所有者との間には、その土地利用のあり方や狩猟の安全性、狩猟者のマナー等に関して、常に緊張感がある。彼らは、狩猟者コミュニティ、土地所有者コミュニティをというものをそれぞれ形成して、地域の中で折衝を繰り返している。

そうしたなかで、ペンシルバニア州ゲームコミッション(ペンシルバニア州の狩猟動物担当部局)は、狩猟者に対して狩猟可能地域をより広く設定することを目的として、土地所有者に各種の働きかけをしている。そこで、(1)なかでも、ハンター・アクセス・プログラムは大きな貢献をしており、この政策と、その裏付けとなっているペンシルバニア州のRULWA(Recreational Use of Land and Water Law: 1966年制定)について紹介した。(2)次に、ペンシルバニア州では、判例や、狩猟者が関わる事件を介して、このRULWAの見直しもしてきている。すなわち、狩猟者コミュニティと土地所有者コミュニティとの間のコンセンサスを、制定法に織り込み、より適切な関係性を築こうとしているのである。よって、そうした模索の事例を紹介した。(3)そのうえで、日本法において、狩猟者と土地所有者の関係整備していく上で必要となっ

てくる考え方(法理)と手法について若干の試論を行った。

(3) Satomi KOHYAMA, Xiang GAO, Guy CHARLTON, Norm Localization in Domestic Practices: An Analysis on Implementing Convention on Biological Diversity (CBD) in Japan, FROTIER OF NORTH ASIAN STUDIES Vol.14 (FES:北東アジア学会誌), 14巻 (pp.29-56) October.2015

Abstract

Japan signed the Convention on Biological Diversity (CBD) in 1992, and ratified it in 1993. Since that time, the Japanese Government has sought to include the consideration for, and the preservation of biodiversity in the domestic legislative process. However these efforts did not attain full realization until 2008, when under the increasing pressure and influence of domestic environmental movement, the Japanese Government established the Basic Act on Biodiversity (Act No. 58 of 2008). This paper will examine and summarize the localization process of the CBD through an analysis of three sectors of Japanese society: state actors (including local governments), societal actors (non-governmental movements and interest groups, etc.), and private actors. The paper considers the interaction of these various sectors in the development of biodiversity policy and argues for the potential the "Environmentalization" of Japanese law, i.e. that the legislative and the regulatory process include as a background assumption that biodiversity is an objective of regulatory protection. This environmentalization had become an important component in Japan's self-perception as a "responsible power" in international environmental circles.

(4) 神山智美「鳥獣保護及び管理に関する一考察 住民参加および野生鳥獣管理の制度設計を中心として」『環境法政策学会誌』第19号, 商事法務(pp.190-203), 2016年3月

2014年5月の鳥獣保護法の改正(改正後は鳥獣保護管理法)に関して、筆者は自然保護法の性質を変革するものであると考えている。よって、近年議論されている"自然保護法の「進化」"の一事例としてとりあげ、理念(人間社会における価値付け)及び科学(経済的手法、科学的手法および分析的技術的手法等の導入)の経過を検討したうえで、正しい「進化」を遂げているのかについて評価および検討をしたものである。

加えて、野生鳥獣保護管理の公益性が増す中で、鳥獣は誰がどのように管理すべきかという課題に対して、主に住民参加及び管理捕獲実施の制度設計(国および自治体の役割、公役務性の認識の必要性、狩猟者の養成方法、事故賠償等)の側面から法学的に試論した。

(5) 神山智美「報告・空家の管理および利用に係るルールメイキングに関する一考察 中山間地域の暮らしをつなぐために：豊田市の住民提案条例案策定事例報告」地域生活学研究第7号，地域生活学研究会、(pp.1-20), 2016年1月

空家問題は、大きくは都市域と中山間地域の問題に分けられる。なかでも中山間地域における空家は、新規移住者受入れのための資産であり、地域の暮らしをつなぐために有効利用できるものと考えられる。筆者は、前述の観点から行政と市民が地域ぐるみの取組をしている豊田市に関わらせていただいた。具体的には、「豊田市おいでん・さんそんセンター プラットフォーム会議 移住・定住専門部会」に参加させていただいた。

本報告は、(1)前述の移住・定住専門部会において住民提案条例案策定に関わらせていただいた経験を記録としてまとめるとともに、(2)市民立法の現状を踏まえ、本件住民提案条例の可能性を検討し、(3)空家等対策の推進に関する特別措置法制定後の自治体による条例活用のあり方について試論したものである。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 10件)

神山智美「狩猟動物の確保から生物多様性保全へ 鳥獣保護法における地域で取り組む科学的計画的保全の導入を中心として」『九州国際大学法学論集』第22巻1・2合併号,九州国際大学法学会(pp.1-18), 2013年.

神山智美「森林法制の「環境法化」に関する一考察」『九州国際大学法学論集』第22巻3号,九州国際大学法学会(pp.43-63), 2014年.

神山智美「罰則から見る野生動物の位置付け 動物法制における野生動物の法的価値を考える」『社会文化研究所紀要』第73号,社会文化研究所(pp.37-61), 2014年.

神山智美「鳥獣保護法改正の論点整理 法律名に「管理」が加わることに関する法学的な一考察」『富大経済論集』第60巻2号,富山大学経済学部(pp.149-192), 2014年.

神山智美「土地所有者の管理義務と狩猟者のアクセス権を考える ペンシルバニア州

を事例として」『富大経済論集』第60巻3号,富山大学経済学部(pp.27-63), 2015年.

Satomi KOHYAMA, Xiang GAO, Guy CHARLTON, *Norm Localization in Domestic Practices: An Analysis on Implementing Convention on Biological Diversity (CBD) in Japan.*, in FRONTIERS OF NORTH ASIAN STUDIES(FES: 北東アジア学会誌) 29-56 (2015).

神山智美「鳥獣保護及び管理に関する一考察 住民参加及び野生鳥獣保護管理の制度設計を中心として」『環境法政策学会誌』第19巻(pp.190-203), 2015年.

神山智美「判例評釈・富山市・コンビニエンスストア事件(富山地判平成26年9月24日,判例時報2242号114頁)」『富大経済論集』第61巻1号,富山大学経済学部(pp.57-73), 2015年.

神山智美「報告・空家の管理および利用に係るルールメイキングに関する一考察 中山間地域の暮らしをつなぐために：豊田市の住民提案条例案策定事例報告」『地域生活学研究』第7巻(pp.1-20) 2016.

高橋満彦「狩猟の諸要素を踏まえた2014年鳥獣法改正の法的分析」『野生生物と社会』学会誌』第3巻(pp.13-21) 2015.

〔学会発表〕(計 7件)

高野雅夫「「逆都市化」への展望と空き家・耕作放棄地・人工林活用」第28回自治体学会,於 ウイングウイング高岡(富山県高岡市),2014年8月22日.

神山智美「中山間地域における私有財産の公的管理に向けての法と制度」第28回自治体学会,於 ウイングウイング高岡(富山県高岡市),2014年8月22日.

神山智美「鳥獣保護及び管理に関する一考察：住民参加及び野生鳥獣管理の制度設計を中心として」第19回環境法政策学会学術大会,於 獨協大学,2015年6月13日.

Satomi KOHYAMA, *Norm Localization in Domestic Practices: An Analysis on Implementing Convention on Biological Diversity (CBD) in Japan*, Vth International Wildlife Management Congress(IWMC2015,第5回国際野生動物管理学術会議) 於 札幌コンベンションセンター,2015年7月30日.

高野雅夫「中山間地域への移住・定住の取組みのかんどころ(セッション：少子高齢化の進展と政策形成)」第29回自治体学会,なら100年会館・奈良市はぐくみセンター,2015

年 8 月 22 日.

神山智美「コミュニティ持続のための公私協働について 暮らしをつなぐための空家管理及び利用に関する取組(豊田市の事例から)(セッション:少子高齢化の進展と政策形成)」第 29 回自治体学会,なら 100 年会館・奈良市はぐくみセンター、2015 年 8 月 22 日.

Satomi KOHYAMA, *Norm Localization in Domestic Practices: An Analysis on Implementing Convention on Biological Diversity (CBD) in Japan*, EAEH2015 (The Third Conference of East Asian Environmental History) 於 香川大学およびサンポート高松 2015 年 10 月 24 日.

〔図書〕(計 0 件)

## 6. 研究組織

### (1) 研究代表者

神山智美 (KOHYAMA, Satomi)  
富山大学・経済学部・准教授  
研究者番号 00611617

### (2) 研究分担者

高橋満彦 (TAKAHASHI, Mitsuhiro)  
富山大学・人間発達科学部・准教授  
研究者番号 10401796

井上 真 (INOUE, Makoto)  
東京大学・農業生命科学研究科・教授  
研究者番号 10232555

高野雅夫 (TAKANO, Masao)  
名古屋大学・環境学研究科・教授  
研究者番号 90262849

藏治光一郎 (KURAJI, Koichiro)  
東京大学・農業生命科学研究科・准教授  
研究者番号 90282566

三俣 学 (MITSUMATA, Gaku)  
兵庫県立大学・経済学部・教授  
研究者番号 10382251

### (3) 連携研究者

なし